

平成28年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その3)

目 次		
番 号	件 名	ページ
定 県 第 67 号 議 案	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 68 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 69 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 70 号 議 案	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 71 号 議 案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 72 号 議 案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 73 号 議 案	神奈川県立平塚看護専門学校条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 74 号 議 案	神奈川県立よこはま看護専門学校条例及び神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 75 号 議 案	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 76 号 議 案	工事請負契約の締結について（県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期—建築—第2工区）請負契約）	13
定 県 第 77 号 議 案	工事請負契約の変更について（新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約）	14
定 県 第 78 号 議 案	工事請負契約の変更について（新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約）	15
定 県 第 79 号 議 案	工事請負契約の変更について（本庁舎電気設備改修工事請負契約）	16
定 県 第 80 号 議 案	動産の取得について	17
定 県 第 81 号 議 案	指定管理者の指定について（秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター）	18
定 県 第 82 号 議 案	指定管理者の指定について（県営住宅（横浜等地域））	19
定 県 第 83 号 議 案	指定管理者の指定について（県営住宅（川崎地域））	20
定 県 第 84 号 議 案	指定管理者の指定について（県営住宅（相模原等地域））	21
定 県 第 85 号 議 案	指定管理者の指定について（厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域））	22
定 県 第 86 号 議 案	訴訟の提起について	23

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙 における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条の4第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円と4円88銭」を「37万5,500円と5円2銭」に改める。

第8条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「25万5,240円と26円73銭」を「26万2,530円と27円50銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第5条の4及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じ、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表42の項中「の事務」の次に「（2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設（以下この項において「病院等」という。）を開設している医療法人（病院等の開設、医療法人の合併等により2以上の市町村の区域において病院等を開設することとなるものを含む。）に係るものを除く。）」を加え、(32)を(47)とし、(29)から(31)までを15ずつ繰り下げ、(28)を(37)とし、その次に次のように加える。

- (38) 政令第5条の5の4第1項の規定により、認定実施計画の変更の認定をすること。
- (39) 政令第5条の5の4第3項の規定により、認定実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。
- (40) 政令第5条の5の5第1項の規定により、認定実施計画の実施状況を記載した書類等を受理すること。
- (41) 政令第5条の5の5第2項の規定により、認定実施計画の実施状況を記載した書類を受理すること。
- (42) 政令第5条の5の6第1項の規定により、実施計画の認定を取り消すこと。
- (43) 政令第5条の5の6第2項において準用する法第64条の2第2項の規定により、実施計画の認定の取消しについて神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。

別表42の項中(27)を(36)とし、(18)から(26)までを9ずつ繰り下げ、同項(17)中「第57条第6項」を「第58条の2第5項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同項中(17)を(20)とし、その次に次のように加える。

- (21) 法第59条の2において準用する法第58条の2第4項の規定により、医療法人の新設合併を認可すること。
- (22) 法第59条の2において準用する法第58条の2第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の新設合併の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (23) 法第60条の3第4項の規定により、医療法人の吸収分割を認可すること。
- (24) 法第60条の3第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の吸収分割の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。
- (25) 法第61条の3において準用する法第60条の3第4項の規定により、医療法人の新設分割を認可すること。
- (26) 法第61条の3において準用する法第60条の3第5項において準用する法第55条第7項の規定により、医療法人の新設分割の認可又はその認可をしない処分について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。

別表42の項(16)中「第57条第5項」を「第58条の2第4項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同項中(16)を(19)とし、(15)を(18)とし、(14)を(17)とし、(13)を(16)とし、(11)及び(12)を削り、同項(10)中「第50条第3項」を「第54条の9第5項」に改め、同項中(10)を(15)とし、同項(9)中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改め、同項中(9)を(14)とし、(7)及び(8)を削り、同項(6)中「第46条の3第1項ただし書」を「第

46条の6第1項ただし書」に改め、同項中(6)を(10)とし、その次に次のように加える。

(11) 法第46条の6の2第3項において準用する法第46条の5の3第2項の規定により、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。

(12) 法第52条第1項の規定により、医療法人からの同項各号に掲げる書類の届出を受理すること。

(13) 法第52条第2項の規定により、定款等を閲覧させること。

別表42の項(5)中「第46条の2第1項ただし書」を「第46条の5第1項ただし書」に改め、同項中(5)を(7)とし、その次に次のように加える。

(8) 法第46条の5第6項ただし書の規定により、医療法人の理事に管理者の一部を加えないことを認可すること。

(9) 法第46条の5の3第2項の規定により、一時役員職務を行うべき者を選任すること。

別表42の項中(4)を(6)とし、同項(3)中「(2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものを除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第42条の3第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消された者が作成する実施計画の認定をすること。

(4) 法第42条の3第3項において準用する法第42条の2第2項の規定により、社会医療法人の認定を取り消された者が作成する実施計画の認定について神奈川県医療審議会の意見を聴くこと。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる
寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等
を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人ワークーズ・ コレクティブオリーブ	横浜市金沢区柳町3番地16	平成28年1月1日から 平成33年7月31日まで
-------------------------------	---------------	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

認定こども園の要件を定める条例の一部を 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。
附則第2項に見出しとして「(検討)」を付し、同項を附則第7項とする。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の見出し及び5項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 2 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第2条第4号ア(ア)から(エ)までの基準により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人は、知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者とするができる。
- 3 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。
- 4 第2条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則とし	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
-------	--	-----------------------------

	て置かなければならない保育士登録を受けている者	
附則第4項	第2条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者	小学校教諭等免許状所持者
附則第5項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の職員資格に関する特例を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第17項とし、附則第12項の次に次の見出し及び4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

- 13 第46条第2項本文の規定により必要となる保育士の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない保育士のうち1人は、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 14 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 15 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合には、第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 16 前2項の規定により保育士の数の算定について幼稚園教諭若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなした場合においては、保育士（附則第10項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（附則第10項及び前2項の規定の適用がないものとした場合に第46条第2項の規定により算定される数をいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の職員配置に係る特例を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表備考1中「普通免許状をいう。以下この表」の次に「及び附則第9項」を加える。
附則第8項を附則第12項とし、附則第7項の次に次の見出し及び4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第8条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。
- 9 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により第8条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

神奈川県立平塚看護専門学校条例の一部 を改正する条例

神奈川県立平塚看護専門学校条例（昭和46年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

神奈川県立平塚看護大学校条例

第1条中「神奈川県立平塚看護専門学校」を「神奈川県立平塚看護大学校」に改める。

第2条中「神奈川県立平塚看護専門学校（以下「学校」を「神奈川県立平塚看護大学校（以下「大学校」に改める。

第3条中「学校」を「大学校」に、「3年」を「4年」に改める。

第4条中「学校」を「大学校」に改める。

第5条第1項中「学校」を「大学校」に改め、同条第3項第3号中「17万1,600円」を「21万7,200円」に改める。

第8条中「学校」を「大学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年3月31日に神奈川県立平塚看護専門学校に在学する者に係る修業年限は、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、神奈川県立平塚看護大学校に編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る修業年限は、改正後の第3条の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る修業年限と同じ年限とする。

4 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における改正後の第5条第3項第3号の規定の適用については、同号中「21万7,200円」とあるのは「19万9,200円」とする。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

平塚看護専門学校の名称変更をするとともに、修業年限及び授業料の額の改定をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立よこはま看護専門学校条例及び 神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を 改正する条例

(神奈川県立よこはま看護専門学校条例の一部改正)

第1条 神奈川県立よこはま看護専門学校条例(昭和49年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「17万1,600円」を「21万7,200円」に改める。

(神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部改正)

第2条 神奈川県立衛生看護専門学校条例(昭和53年神奈川県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「17万1,600円」を「21万7,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における神奈川県立よこはま看護専門学校又は神奈川県立衛生看護専門学校に在学する者に係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の神奈川県立よこはま看護専門学校条例第5条第3項第3号の規定及び第2条の規定による改正後の神奈川県立衛生看護専門学校条例第6条第3項第3号の規定にかかわらず、年額19万9,200円とする。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

よこはま看護専門学校及び衛生看護専門学校の授業料の額の改定をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第1条 介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表22の項中(4)を削り、(5)を(4)とし、同項(6)中「(指定療養通所介護を除く。)」を削り、同項中(6)を(5)とし、(7)及び(8)を削り、(9)を(6)とし、(10)を削り、(11)を(7)とし、(12)から(20)までを4ずつ繰り上げる。

第2条 介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。

別表22の項中(16)を(20)とし、(7)から(15)までを4ずつ繰り下げ、(6)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査

2万4,070円

別表22の項(5)中「通所介護、認知症対応型通所介護」を「通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護」に改め、同項中(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び旧介護予防通所介護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査

2万3,570円

(8) 地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）の調査（(4)、(7)及び(10)に掲げるものを除く。）

2万3,670円

別表22の項中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 訪問看護及び介護予防訪問看護のうちいずれか1以上並びに地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条に規定する指定療養通所介護（以下「指定療養通所介護」という。）に限る。）の調査

2万5,570円

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年10月1日から施行する。

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、介護サービス情報の公表制度の対象サービスを追加等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小島・櫻内特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 小島組
代表取締役 岡 見 健
- 2 請負契約金額 8億1,832万8,420円

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

平成26年12月25日定県第128号をもって議決を経た新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 大成・京急・大洋特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社横浜支店
常務執行役員支店長 白川 浩
- 2 元請負契約金額 83億9,160万円
- 3 変更請負契約金額 93億7,982万520円

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒岩 祐治

（提案理由）

外壁改修の仕様の変更等に伴い、新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

平成26年12月25日定県第129号をもって議決を経た新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 西原・菱和・万里特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 西原衛生工業所横浜支店
執行役員支店長 遠藤 賢治
- 2 元請負契約金額 10億6,920万円
- 3 変更請負契約金額 12億392万280円

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒岩 祐治

(提案理由)

消火設備の仕様の変更等に伴い、新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

平成26年12月25日定県第150号をもって議決を経た本庁庁舎電気設備改修工事請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 関電工・中央電気工事・共栄社特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 関電工神奈川支社
上席執行役員支社長 志 村 英 明
- 2 元請負契約金額 44億4,420万円
- 3 変更請負契約金額 47億9,210万2,560円

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

情報通信設備の仕様の変更等に伴い、本庁庁舎電気設備改修工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 都道府県備蓄用ラピアクタ点滴静注液バイアル 150 mg
- 2 契約者名 塩野義製薬株式会社
代表取締役社長 手代木 功
- 3 契約金額 1億4,605万9,978円

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（ラピアクタ）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人 神奈川県公園協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区扇町三丁目8番地8
- 3 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（横浜等地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（横浜等地域）
- 2 施設 の 所 在 地 横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町及び山北町
- 3 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社 東急コミュニティー
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 4 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅（横浜等地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（川崎地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（川崎地域）
- 2 施設 の 所 在 地 川崎市
- 3 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区日本大通33番地
- 4 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅（川崎地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県営住宅（相模原等地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県営住宅（相模原等地域）
- 2 施設 の 所 在 地 相模原市、座間市及び愛川町
- 3 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区日本大通33番地
- 4 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営住宅（相模原等地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）
- 2 施設 の 所 在 地 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町
- 3 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 一般社団法人 かながわ土地建物保全協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区日本大通33番地
- 4 指 定 期 間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件名 県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方

住 宅 名	住 宅 所	氏 名
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

- 3 請 求 内 容 県営住宅の明渡し及び損害賠償請求

平成28年5月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。